

## 履修規程

(総則)

第1条 この規程は、学則に従い、学生の科目履修について規定する。

(卒業要件単位)

第2条 必修科目及び選択科目から修得しなければならない卒業に必要な単位数は、次のとおりとする。

区分		人文学科 キャリア・イングリッシュ専攻	人文学科 こども専攻	心理臨床学科
共通教育科目	必修	18		
	選択	13		
専門教育科目	必修	18	28	14
	選択	38	28	42
その他		37	37	37
計		124	124	124

(教職課程)

第3条 本学の教職課程によって取得できる教員免許状は、次のとおりとする。

- (1) 幼稚園教諭一種免許状
- (2) 小学校教諭一種免許状
- (3) 中学校教諭一種免許状（英語）
- (4) 高等学校教諭一種免許状（英語）
- (5) 高等学校教諭一種免許状（公民）
- (6) 特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者）（肢体不自由者）（病弱者）

(保育士養成課程)

第4条 保育士資格を取得するための履修要件は、学則並びに児童福祉法及び児童福祉法施行規則に従い所定の科目を修得しなければならない。

2 前項の保育資格取得に要する科目は、学則別表5に定める。

(履修制限)

第5条 学生が1年間に履修登録できる単位数の上限は、49単位とする。

2 同一時間帯に開講される科目を2つ以上履修することは、できない。

3 科目によっては、履修を制限することがある。

4 九州ルーテル学院大学における教育の質保証に関する規程第3条第1項第9号により、学生が所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められるときは、教授会の議を経て、第1項に定める単位数の上限を超えて履修科目を登録することができる。

(履修届)

第6条 学生はアドバイザーと相談して履修する科目を選択し、受講する授業科目を登録しなければ

ならない。履修登録は各学期の所定の期日までに完了するものとし、教務課に届け出なければならない。

- 2 履修を登録していない科目の受講又は受験は認めない。
- 3 登録した授業科目の変更や追加取消し等は予め指定された期間内に限るものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年以前に入学した者については、改正後の第2条及び第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成22年以前に入学した者については、改正後の第3条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和2年9月17日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年11月18日に制定し、令和3年度入学生から施行する。
- 2 令和2年以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。